

新規でお店をオープンする方必見！

空き店舗の整備費用を 補助します

対象地域や要件あり

鹿児島市の中心市街地や団地核にある空き店舗への出店に対する補助制度です。詳しい要件等は裏面をご覧ください。

事例1 飲食業



before



after

事例2 小売業



before



after

事例3 飲食業



before



after

事前にご相談を！

令和6年度創業者テナントマッチング事業【お問い合わせ・お申込み】

鹿児島市産業支援課商業サービス業係

TEL : 099-216-1322 FAX : 099-216-1303

Mail : san-syogyo@city.kagoshima.lg.jp



市ホームページ

この制度は、鹿児島市が主催する創業に関するセミナー等を修了し、かつ、一定の要件を満たす方が、中心市街地や都市機能誘導区域の団地核にある空き店舗を活用して新規開業する場合の店舗整備に要する経費の一部を補助するものです。

※下記以外にも要件等があります。詳しくは市ホームページ掲載の募集要項を必ずご確認ください。

対象者

◆鹿児島市が主催する創業に関するセミナー等（注1）を修了し、かつ一定の要件（注2）を満たす方

（注1）市が主催するワンストップ相談窓口・創業スキル養成講座（基礎編・実践編）・街なかりノベーション実践セミナーなど

（注2）一定の要件についてはお問合せください

※空き店舗の賃貸借契約を締結する前にご相談ください

※過去に同事業による補助金を受けた方は対象外です

対象業種

◆小売業、飲食業及びサービス業

・事務所等は対象となりません

・1日6時間以上営業する店舗に限ります

・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第2項に規定する風俗営業者は除きます

対象地域

◆中心市街地（注3）又は都市機能誘導区域の団地核（注4）

（注3）第4期鹿児島市中心市街地活性化基本計画で定める計画区域

（注4）かごしまコンパクトなまちづくりプランにおける都市機能誘導区域の団地核

対象空き店舗

◆対象地域にある空き店舗で、1階部分かつ3ヶ月以上賃貸されていないもの

対象経費

◆新規開業時の空き店舗の整備に要する経費で、整備工事着手日から営業開始日までに要した経費に限ります（什器、備品等の購入費は除く）

補助率等

◆対象経費の1/2以内（千円未満は切捨て）

◆限度額：①100万円（空き店舗が中心市街地の商店街の区域内にある場合）

②50万円（空き店舗が中心市街地の商店街の区域外にある場合、又は団地核内にある場合）

募集期間

※予算の執行状況によっては募集を予告なしで終了する場合があります

◆第1次募集 令和6年4月1日（月）～ 5月31日（金）

◆第2次募集 令和6年7月1日（月）～ 8月30日（金）

◆第3次募集 令和6年10月1日（火）～ 11月29日（金）

申請方法

◆直接持参又は郵送（簡易書留）で申請してください